第 113 回まちづくり審議会大規模小売店舗等立地部会議事要旨

- 1 日 時 令和3年6月17日(金) 午後2時から午後4時45分まで
- 2 場 所 ひょうご女性交流館 501 号室
- 3 出席者 部会長 山下 淳
 委員 北川 博巳
 委員 片山 朋子
 委員 住友 聰一
 委員 小村崎 栄一

4 審議案件

- 第1号議案 姫路市における(仮称)ヤマダストアー青山店の新設に 係る県の意見について(法第8条第4項)
- 第2号議案 三木市における(仮称)ラ・ムー三木大村店の新築に係る知事の意見について(条例第4条第2項)
- 第3号議案 赤穂市における(仮称)スーパーセンタートライアル赤 穂細野店の新築に係る知事の意見について(条例第4条 第2項)
- 5 審議の概要 別紙のとおり

審議の概要

事務局から届出施設の概要(駐車需要の充足等交通に係る事項、騒音の発生に係る事項等)や、条例審議時の指摘事項等について説明した後、審議を行った。

委 員: 平成27年の道路交通センサスでは、県道417号広畑青山線の日交通量は19,000台以上あり、騒音に係る県道の影響は大きい。また、屋根上の設備機器の周りには防音壁を設けているため、計算上は自動車走行音の影響が主である。自動車走行音については、県道を走行している車か、計画地内を走行している車か区別がつきにくいため、そこまで大きな影響を与えないと考える。

今回、県道を挟んだ反対側で1箇所「発生する騒音ごとの予測」が少し超えているが、前述のことや、住民から了解をとっていることから、支障ないと考える。ただし、計画地すぐ北側の戸建て住宅については問題ないことを確認しているが、さらに北の県営住宅の上層階については、書類上は未確認である。防音壁による遮音効果が少ないため、基準値を下回っていると思われるが、念のため確認されたい。

事務局: 事業者により、最も影響を与える地点が選定されて問題ないはずでは あるが、念のため確認する。

委員: 基準を少し上回るが、住民の了解があることや、県道からの影響が一定あることから、やむを得ないということでよいか。また、指摘のあった県営住宅の上層階については、確認を行うこと。(※別途、会議後に、事業者から基準値を下回る旨の回答があった。)

(各委員に諮った上で)原案どおり知事意見は有しないものとし、留

意事項を付記するものとする。

【審議結果:法第8条第4項の規定による県の意見(案)】

意見を有しない。

ただし、次の留意事項を付記する。

- 1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。
- 2 繁忙時等は、駐車場の出入口等に交通誘導員を配置し、来店車両の安全かつ 円滑な出入庫を図ること。
- 3 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑、歩行者等の安全確保上の懸念、その他安全上の問題等が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。
- 4 近隣の居住者等から騒音に係る苦情等があった場合は、適切な措置を講じること。
- 5 計画された緑化部分について、適切な維持管理に努めること。

審議の概要

事務局から計画施設の概要(まちづくりに関する計画との整合に関する事項、駐車需要の充足等交通に係る事項等)について説明した後、審議を行った。

委 員: 最近の本部会において委員から指摘されているように、地上緑化ができそうなスペースがあるように見えるが、緑化されていない。それらのスペースや駐車区画を減らして、壁面緑化を地上緑化へと振り替えられないのか。

関係人: 指針の台数を超える駐車場を確保しているが、年末などの繁忙日には 指針の台数を超えることもあるため、駐車場を減らすことは難しい。 しかし、空いているスペースの緑化については検討する。

委員: 最近の本部会において同じく委員から指摘されているように、壁面緑 化については適切に維持管理されたい。

委員: 県警から出入口②が交差点から近いため注意するよう指摘があったが、出入口②で右折入庫を認めて、出入口①で認めていない理由は何か。

事務局: 東側からの来客は、一般的には近い出入口である出入口②から入庫すると考えられるので、出入口②から右折入庫する表現としているが、 出入口①からの右折入庫も可能である。

委 員: バイパス大村中央交差点へ西流入する信号待ち車両が、出入口②まで伸びてくることがある。このことから、出入口②ではなく、出入口① へ右折入庫させた方がいいのではないか。

事 務 局: 午前9時頃に現地調査を行ったが、その際には特に混んではいなかっ

た。また、計算上ではあるが、右折の入庫についても問題ない結果と なっている。しかし、時間によっては混む時間もあることから、対策 については事業者と検討する。

関係人: 現在は、出入口②のさらに東側にもう1箇所出入口があるが、ここで 右折入庫待ちの車両で滞留することがあったため、当該出入口は廃止 する計画である。また、昼間は問題ないが、委員の指摘のとおり、夕 方などにはバイパス大村中央交差点の信号待ち車両が出入口②まで 伸びてくることがあるため、混雑時には出入口①へ誘導するような看 板を検討する。

委員: 24時間営業だが、防犯対策はいかがか。

関係人: 今までは、インターネットカフェが24時間営業であるが、大きな問題があったとは聞いていない。今後は、ラ・ムーが中心となって防犯カメラなどの防犯については対応する。また、ラ・ムーは、多くの従業員等により夜中に品出しを行うため、何かあればそれらの者が対応する。

委 員: 従来の客層から大きく変わるため、出入口を含め、更に場内の案内誘導を分かりやすくされたい。例えば、場内の路面標示は直進しかないが、車路が交差する部分については、曲がることができる方向を標示されたい。

事務局: 事業者に検討を依頼する。

委 員: 出入口③及び④に右折出庫禁止の看板を設置予定だが、国道175号に は中央分離帯があるので不要ではないか。

関係 人: 物理的に右折出庫はできないが、右折出庫して逆走してしまう可能性 があることから、三木署から要望があった。表現については、再検討 する。

委員: (各委員に諮った上で)原案どおり知事意見は有しないものとし、留意事項を付記するものとする。

【審議結果:条例第4条第2項の規定による知事の意見(案)】

意見を有しない。

ただし、次の留意事項を付記する。

- 1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。
- 2 営業時間内に荷さばき作業又は廃棄物の収集作業を行う場合は、誘導員を配置 し、来客の安全確保に努めること。
- 3 繁忙時等は、駐車場の出入口等に交通誘導員を配置し、来店車両の安全かつ円 滑な出入庫を図ること。
- 4 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑、歩行者等の 安全確保上の懸念、その他安全上の問題等が発生した場合は、関係機関と協議の 上、必要な対策を講じること。
- 5 計画された緑化部分について、適切な維持管理に努めること。

議案3:(仮称)スーパーセンタートライアル赤穂細野店

審議の概要

事務局から計画施設の概要(まちづくりに関する計画との整合に関する事項、駐 車需要の充足等交通に係る事項等)について説明した後、審議を行った。

委員: 広域誘導看板について、再度説明されたい。

事務局: 基本計画書提出時には計画地から南のT字路(交差点B)までの間で、 退店車両について、T字路を北流入右折するよう看板を設置する予定 であったが、提出後の交渉の結果、設置することができなかったので、 計画地の南西の角に変更した。

委員: 近隣のイオン赤穂店等の大規模小売店舗等についても、市道中広木津 線に出入口を設置しているのか。

事務局: 設置している。

委員: そうであれば、南の交差点BC間が混雑するのは本計画のみの影響ではないことから、近隣店舗で協力することが必要ではないか。次に、 出入口②の形状について、再度説明されたい。

事務局: 基本計画書提出時には、赤穂市等との協議により、市道中広木津線での右折入庫を防ぐために来店車両が路側帯を斜めに横断して計画地へ入庫する形状であった。しかし、県警からの指導により、路側帯を通行する場合は路側帯を最短距離で横断する必要があるので、現在の形状へ見直した。

委 員: 出入口①の路面標示はスロープの部分にあり、分かりにくいのではないか。また、それだけだと、出口側を逆走して入庫する可能性があるのではないか。

事務局: 路面標示については、図面のとおり矢印で表示するつもりであったが、もう少し市道南野中千鳥線側に出して、分かりやすくなるよう検討する。また、誤進入防止のため、出口側に看板の設置を検討する。

委員: 各所に遮音フェンスとあるが、遮音壁ではなく簡易なものか。

事務局: 仕様については、法律の段階で確認する。

委員: 遮音フェンスでは、遮音性があるのか分かりにくい。遮音壁を設置するのであれば、遮音壁と表現すること。また、近隣に住宅が多いため、 騒音について丁寧に検討すること。

事務局: 承知した。

委 員: 荷さばき車両の出入庫について、説明されたい。 次に、留意事項3については、複数の店舗も近接していることから、 定型文だけではなく協議や対策を行うことについて、追記した方がい いのではないか。

事務局: まず、荷さばき車両については、専用の出入口において、左折の出入 庫を行う。車両軌跡については最大の車両で想定しているため、支障 ないと考える。来客車両が誤進入しないように、市道南野中千鳥線に は搬入車両専用出入口の看板を設置し、スロープ下にはチェーンやバ リカー等で封鎖を行う。また、来客用駐車場との間には、進入禁止の 路面標示を行う。

> 次に、留意事項3については検討する。ただ、イオン等の周辺施設が 立地しているなかで本計画が立地することから、まずは本計画により 必要な対応を行う必要があると考える。本計画が最大限の対策をとっ た上で、それでも混雑するようであれば、周辺と協力することも考え られる。

委員: 委員の指摘のとおり、留意事項3については、再検討されたい。その際に、確かに既にイオン等の周辺施設が立地しているが、周辺施設と協力することが必要であると考える。また、留意事項3には周辺道路とあるが、赤穂市からの意見にもあるように、市道中広木津線について明記すること。

事務局: 承知した。

委員: 赤穂市の市民部環境課からの意見でもあるように、苦情等に対しては 誠実に対応されたい。特に出入口②からの歩行者経路沿いには住宅が あり、2mの遮音フェンスが計画されている。しかし、本計画は24時 間営業であり、夜中の歩行者等の往来については気になる可能性があ るため、配慮されたい。

関係人: 当該住民とは協議済みである。元々はもう少し低い遮音フェンスを計画していたが、協議により2mに変更し、納得していただいている。

委員: 承知した。次に、出入口①の前には勾配があるが、支障ないのか。

関係人: パチンコ店が営業していた頃からの出入口で、事業者としては問題ないと考えている。

事務局: 敷地から堤防のスロープへ出る部分には平坦な場所があり見通しも よく、スロープの角度もそれほど急ではなく、スロープを上がった部 分にも平坦な場所があるため、支障ないと考えている。

委員: 承知した。最後に、場内の路面標示は直進しかないが、車路が交差する部分については、曲がることができる方向を標示されたい。

事務局: 承知した。

委員: 出入口①の利用等については、関係各所と協議済みか。

事務局: 詳細な協議は今後進めるが、概略については協議済みである。

委員: (各委員に諮った上で)原案どおり知事意見は有しないものとし、留意事項3の修正を検討されたい。修正結果については、別途確認する。

【審議結果:条例第4条第2項の規定による知事の意見(案)】

意見を有しない。

ただし、次の留意事項を付記する。

- 1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。
- 2 繁忙時等は、駐車場の出入口等に交通誘導員を配置し、来店車両の安全かつ円 滑な出入庫を図ること。
- 3 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑、歩行者等の 安全確保上の懸念、その他安全上の問題等が発生した場合は、関係機関<u>や関係者</u> 等と協議の上、必要な対策を講じること。

特に、市道中広木津線は幅員が狭く、複数の店舗も近接していることから、事 故の発生や渋滞が懸念されるため、必要に応じて対策を講じること。

4 計画された緑化部分について、適切な維持管理に努めること。

※下線部は修正事項